

参加条件の設定

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 舞鶴市プロポーザル方式実施要綱第6条に該当するもの

- (1) 舞鶴市契約規則（昭和25年規則第27号）第4条又は第6条に該当する者であること。（一般競争入札の参加資格を有している者等）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）の規定による競争参加資格の停止の期間中でない者であること。
- (5) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成25年1月1日制定）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしている者であること。

2. 業務実績要件

平成28年度以降に、国または地方公共団体が発注した「公共施設（スポーツ施設を含む）の個別施設計画策定業務」またはこれに類する業務（長寿命化計画、ストック適正化計画等）の完了実績を有すること。

3. 配置技術者要件

- 本業務の管理技術者（主任技術者）として、以下のいずれかの資格を有する者を配置できること。
 - 技術士（建設部門 または 都市及び地方計画部門）
 - 一級建築士
- 配置予定技術者は、参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（3ヶ月以上の雇用関係）。